

岸本佐知子

短編集『いちばんここに似合う人』から四年後、ミランダ・ジュライが発表した二冊めの著作 *Li Chooses You* は、小説ではなくノンフィクションである。今回、その冒頭部分を翻訳した。

二〇〇九年、新作映画の脚本を書きあぐねて、なかばネット中毒のようになっていた彼女は、ふとしたことから『ペニーセイバー』を愛読するようになる。『ペニーセイバー』は北米各地で配付されている無料の情報誌で、個人の〈売ります〉広告が掲載されている。しだいに彼女は、その一つひとつの広告の裏にひそむ人々の人生に興味をもつようになる。そしてついに勇気を出して掲載された番号に電話をかけ、会いにいった最初の一人が、このマイケルである。

これを皮切りに、ジュライは『ペニーセイバー』に広告を出していたさまざまな人たちに会いに行き、彼らの人生や日々の生活、夢や恐れについてインタビュするようになる。インドの衣装を売る金持ちの女性。ガレージセールで買った赤の他人の写真アルバムを売る女性。ウシガエルのおたましやくしを売る特殊学級の高校生。ベンガルヒョ

ウの仔を時価で売る女性。絵本をセットで売る、足首にGPS装置をつけた男……。

個人が物を売ろうと思っただけ、主流の場はいまやイーベイのようなネットだ。今どきこんなフリーペーパーに広告を出す人は、何らかの理由で（貧しさや高齢など）パソコンと無縁の生活をしている——つまりはミランダ・ジュライとはまったく別世界に住む人々なわけで、一つひとつの出会いが彼女にとっては驚きとまどいの連続である。

かくして映画からの現実逃避で始めたはずのこのインタビュが、逆に彼女をふたたび映画に立ち向かわせる刺激剤となり、本の後半からは、インタビュと映画のメイキングがしだいに一本の綱のように縊りあわさっていく。

本の終盤、もうこれで最後にしようと思ったインタビュで、彼女は一人の老人と運命的な出会いをする。ジョーというその老人の一種独特な魅力に打たれたジュライは、彼を映画に登場させることに決め、脚本を書き替える（主人公の一人ジェイソンが木の訪問販売で訪ねる老人の役。さらには夜空に浮かぶ月の声もジョーがつとめた。そこから映画が完成するまで、そしてその後のジョーとの顛末は、まさに「事実は小説より奇なり」を地で行くような驚きの展開で、とても感動的である。

こうして完成した映画『ザ・フューチャー』は、日本でも一月十九日から公開される予定である。

新連載

有限性の方へ

第一回 モンスターと穴ぼこ

加藤典洋

はじめに

三・一一の原発事故は、私の中の何かを変えた。私はその変化に言葉を与えたいと思っている。たとえば、こんな話はどうだろう。三・一一の東日本大地震・大津波、原発事故、それに続く政府や経産省、東電等の対応を見ていて思い出した、昔読んだ短編小説に出てくる、次のような話である。

ある村に見知らぬ一家が越してくる。村はずれの家を手に入れ、住みはじめ。家族は誰ともつきあわない。村人が怪しみながら観察していると、ほどなく家の母屋が建て増しされる。一家の人間がごそごと作業をしては中に戻る。

しばらくして、また家屋の増築(?)がはじまる。村人は何だろうと騒きかわす。やがてさほど時をおかずに、三回目の建て増し。いまでは引越してきた家は当初の倍ほどの大きさ。どうも建て増しの間隔がだんだん短くなっているようでもある。

村人がこれはおかしい、と思いはじめたそんなある日のこと。バリバリと天を揺るがす轟音がして、中からモンスターが現れ出てくる。家族はとんでもない怪物を飼っていた。日々大きくなってくるのに、露見を避けようと、増改築を繰

り返していたのだ――。

前世紀初頭に書かれたハワード・P・ラウクラフトの短編「ダンウィッチの怪」。内容も記憶の中でいくぶん修正されていたが、原発事故に関わる新しい事実が露見し、報道されるたび、ああ、あれだ、とずいぶん長いあいだ、何度も思い出した。

東電の説明のとき。

政府の説明のとき。

新聞、テレビが必ずしも必要な事実を正確にすべて報道するのではないのだとまたしても、思い知らされたとき。

そして、このような連鎖の果てに、自分の怒りのなかに、ある空洞があるらしいと気づかされたとき。

このたびの原発事故にはこれまでにない新しい性格があるというのが、この事故が起こり、事態の推移を見ているうちに私にやってきた直観だ。すぐにやってきたのは、自分が過去のことは気にかけていたが、未来のことは余り考えていなかったという反省である。それまで私の主要な関心は、戦後の日本が価値観の異なる過去とのつながりをいままなお作りきれていないことに向かっていた。作りきれないまま、社会政

の未来を支えていたのだが、それもこのたびの原発事故を機に、姿を消し、そのため、私の未来にぼんやりとした空白が生まれているのだということが、私にはわかった。

治的な構造としてもう戦後の枠に収まりきれない問題に立ちむかわなければならぬところに、課題を見ていた。端的に言えば、過去にいまの自分とは異なる価値観のもとに死んでいたこの国の第二次世界大戦の死者たち、他国の侵略先で、戦場で、国内の空襲などで死んだ人々との関係を、どう考えるかという問題である。しかし原発事故は、「未来からの不意打ち」のように私にやってきて、自分が未来とのつながり、今後生まれてくるだろう人びとの関係のほうについては、ほとんど考えてこなかったことに光をあてた。

私はそのことについて書いた。そこには原子力エネルギー、放射能という新しい要素があったからだ(『3. 11 死に神に突き飛ばされる』)。

しかしそれから、だんだん、事態の推移を眺めているうち、そのむこうにもう少し別の問題が見えてきた。私はこう考えるようになった。

なぜ私は未来のことをそれほど考えないですんでいたのだろうか。

それは誰かが未来のことは考えてくれていると頭の隅で感じていたからだろうか。

だとすれば、誰がそのことを引き受けてくれているのか。その誰かは、どこにいるのか。

こうして、たしかに少し前まではたしかにそういう引き受け手がいたのだが、あるときからその引き受け手が退場したこと、そしてその後、もう一人の引き受け手がかるうじてそ

こでは、なぜ、どのようにその未来の空白が私に見えてくるようになったのかという話をした。たとえば柄谷行人は、後に引くように、一九八九年にベルリンの壁が壊され、共産主義思想を担っていた体制が事実としてなくなったとき、自分が「逆説的に彼らに依存していたこと」に気づいた、「何か積極的なことをいわなければならぬ」と感じるようになったと、書いている。自分が新しいことをはじめたのは「そのときから」だ、とも述べている(『トランスクリティーク』序文)。そこで未来の空白をもたらししているのは共産主義の崩壊だ。それまでは「未来の理念」を軽蔑していた。けれども実際に共産主義が崩壊したら自分がそれに寄りかかっていたことがわかった、これから先は自分で未来を構想しなくてはならないと思った、という。

いま、私に見えているのも、一つの信憑の崩壊である。私の中で気づかれずにあった堅固な信憑が、ひっそりと死んだ。私は、その死について語りたい。そしてそこに生まれた未来の空白をどのように埋めるべきか、私なりの未来の考え方について、考えてみたい。また話したいと思う。

私は一昨年の原発事故以来、なぜ国や経産省や東電がしっかりと責任を取らないのかと当初、しばしば、強い不満と怒

りを感じたものだ。しかしそこにはこれまでと違う、ある落ちつかなさがあった。日が経つにつれ、その「落ちつかなさ」が自分の中で徐々に大きくなっていく。そしてある日、ひそかな心の屋根を破って出てきたソレを見て、わかったのは、「落ちつかなさ」は、事故にまつわる「責任」がそもそも「しつかりと取り切れる」ものではないこと、それを私がうすうす感じていたことから、きていたのである。

いったい、今回の原発災害でどれだけの物的・人的な、有形無形な社会的・経済的損失を日本社会は蒙ったのか。それを補填するのに、どれくらいの日時と費用が必要となるのか。私はある日、思いついてインターネットでその全貌を調べようと試みたものだ。その結果わかったことは、このことについてのしつかりした工程表、作業一覧と優先順位、損失補填、損害賠償手続きのための作業、費用、必要時間等の一覧表は、全容を概算付きで提示するものとしてどこにも見当たらないということだった。たとえば東電第三者委員会が四兆五千億円という試算を出している。しかしこれは二〇一三年三月末までの分にすぎない。少なくともこうした試算の延長に、今回の事故の被害の「全貌」、「全容」を捉える試みが政府部内どこかで行われているはずだが、それは、情報としては、どこからも出てこない。メディアも、そこに大きな情報の「穴」があいていることにさして注意を払っていないらしく、国にそういう情報の開示を求める動きは見あたらない。メディア自身が内部でそういう作業部会を立ち上げてい

傷を含んで将来に長く残る。福島県内外、海洋汚染までを含んだ全体の物的・人的被害の損害賠償の規模は国、あるいは一経営体としての東電の賠償能力を時間的、空間的に、遥かに超えるだろう。

そもそも今後、完全な「除染」に数百年かかるだろう作業を、それまで存続しているかどうか分からない国と企業がどうやって完遂するというのか――。

しかし、私は、そのことを知らなかっただろうか。じつを言えば、うすうすわかっていた。

損害賠償、さらに百年先まで、数代にわたり、どのような規模で進むかもわからない人的被害があり、それに一つの産業経営体と政府が、答えられるわけがないことを。

それなのに、企業、省庁、政府の「無責任」ぶりを、たとえば一私企業の産業犯罪を弾劾するのと同じようにしか弾劾できず、また、そのように弾劾していた。

あの「落ちつかなさ」は、このことから来ていた。すると、問題は、こうはならないか。

今後、この事故に関して、正当な再出発点を確保するためには、国と電力会社に責任をとりせなければならぬ。それは、とれる形、とれる限りでの責任をとってもらおうということだが、しかし、両者が責任をとったからといってなお、問題は解決しない。というより、責任主体のとりうる限界を遙かにこえている、そのため、「責任がとりきれない」。ここに起こっているのは、実は、そういう「新しい」事態なのであ

るといふ話も聞かえてこない。結局、インターネットの情報世界を行き交っている出所不明の流言等からかうじてわかったことは、損害賠償、廃炉までの工程費用、時間、除染作業など総額概算で、二〇年、二〇〇兆円という数字が、世に小さく囁かれているというくらいであった。

二〇年で二〇〇兆円。これは、どれくらいの時間あたりの金額だろう。たまたま好個の手がかりがすぐ近くにある。消費税の増税分が五パーセントとなり、現行の五パーセントから一〇パーセントに上がった場合、これはかなり乱暴な概算でだが、一年で、約一〇兆円の増収となるという。二〇年間、国民全体がこの五パーセントの増税分を支払い続ける。それで積み上がる金額がちょうど二〇年で二〇〇兆円、今回の流言にいう、原発災害の社会損失額とほぼ同額なのだ。

むしろ、現行の消費税の増税分を原発災害の手当に使うわけにはいかない。しかし、見えないけれども、それとほぼ同額の補填を要する大きな「穴ぼこ」が、突然、日本社会のただ中に、三・一一の複合災害を機に、生まれていると、そう考えてみる手がかりとしては使える。その「穴ぼこ」のいわば火口のフチに、私たちが立っている。そう考えれば、それがどれくらい大きき、深きで、その「穴ぼこ」と私たちの関係がどのようなものであるかが、少しはわかる。

放射能汚染拡散による各種の被害までを考慮に入れば、さらにこの数字ははねあがる。たとえば除染をしたとしても放射性物質すべてを除去することはできず、その影響は人体損

る。

電力会社、政府が無責任 (irresponsible) だということ は、大きな問題だ。でも、ここに起こっているのが電力会社にも国にも責任をとれない規模のことだということのほう が、実はもっと重大である。ここに新しく生まれている世界を無責任 (irresponsibility) の世界と呼ぼう。そこでは 過失と責任という一対一対応の関係の調節が、はずれている。

I 有限性の近代

1 二つの二五年

いま自分の目の前の足下に広がるこの巨大な「穴ぼこ」は、大きすぎて視界におさまらない。そのため、私たちがいるところが巨大な「穴ぼこ」の縁だということが、私たちに は見えない。

しかし、それはある意味で当然のことだ。誰が巨大な穴を 明視できよう。だから、いま、「穴ぼこ」が大きすぎて見えない。視覚と対象の一対一対応が成立していない、ということ が、私たちの認識の出発点でなければならぬ。

よく知られているように、日本は一九一四年に開始されて 一八年まで四年間続いた第一次世界大戦を地球の裏側のでき ごととして受けとめた、あるいはやりすごした。第一次世界

大戦は欧州大戦とも言われるように、ヨーロッパを主戦場として戦われたのだが、戦車、毒ガス兵器などが投入された初の本格的な総力機動戦争で、大量死をひきおこした。戦傷の度合いも手足、顔面の喪失など、これまでにない深刻さを帯びた。戦闘が人びとの生活の場と地続きの場所で行われたため、激甚な衝撃が人びとを襲ったのである。

ところで私は一度、ヴェルダンの地獄と呼ばれた独仏軍の主戦場の一つとして名高いヴェルダンの田園地帯を車で横断したことがある。麦畑のなだらかな丘陵地帯がどこまでも続くなか、所々に国旗がはためいているのが見えた。好奇心にかられ、側道に入り、訪れてみると、小綺麗に管理された明るい墓地であった。墓標が死者の死亡日ごとにならんでいる。ある日には十三人が死に、次の日には五人が死に、さらに翌日は七人が死ぬ、という具合に。大小の墓地が、行けども行けども次々に、丘陵の向こうから湧いて出てくる。広大な平原地帯の傍らにはむろん人びとの住む村落も点在する。さして遠くない。そういうところで、一九一六年、独仏両軍間で激戦が続き、両軍兵士の死傷者数が十ヶ月間で合計七〇万にのぼった。理由は、互いに塹壕構築しての激烈な膠着戦となったこと、また火炎放射器、毒ガス兵器といった新兵器、大量殺戮兵器が大々的に使用されたことによる。戦車が戦闘機とともに本格的に登場したのもこの戦争でのことで、この初の世界戦争では、非戦闘員(民間人)死者数が一〇〇〇万人に及び、戦闘員(兵士)の死者数九〇〇万人を上回った。

大戦の「現実」を膚で経験したソ連軍と、それに海の向こうのできごとの「情報」としてしか接してこなかった日本軍の機動力の差は、最近の調査で、さほどではなかったとも言われているものの、結果は動かしようもない日本軍の大敗だった。何より戦争遂行の思想ともいべきものが違っていた。ソ連は一九三九年、ノモンハン事件を本格的な戦いとみなし、これに本腰を入れて対処する。そこから戦闘開始後、二正面作戦の危険をさとして八月、本格的な独ソ不可侵条約の働きかけへと進む。勝敗を決したソ連軍の八月攻勢は、この働きかけ、そして条約の締結と無関係ではない。ドイツも、この独ソ不可侵条約締結で身軽になり、九日後の九月一日、ポーランドへの電撃侵攻を行う。その結果、第二次世界大戦がはじまる。日本では突然の独ソ不可侵条約締結の報に八月末には平沼騏一郎内閣が「欧州の天地は複雑怪奇」という言葉を残して瓦解しているのだが、ノモンハンの敗戦は一般国民には秘され、作戦責任者も処分されずにうやむやに進む。自分たちが何をしたのか、ほぼ誰にもわかっていない。この落差に、第一次大戦を現実として「くぐった」か、地球の裏側のできごととして「やりすごした」かの、彼我の差があった。

ところで、第一次世界大戦(一九一四年)からノモンハン事件(一九三九年)までの時間差、第二次世界大戦勃発までの時間差は、二五年間で、チェルノブイリ(一九八六年)から福島第一(二〇一一年)までの時間差に等しい。

たのである。

ここから、人びとの心の壊れの表現としての表現主義、ダダイスム、シュルレアリスムが生まれてきたことも、よく知られている。第一次世界大戦の敗戦後ほどない一九二三年に書かれ、二七年に発表されたハイデッガーの『存在と時間』が、人びとの中の「死」への不安に哲学的な光をあて、その難解さにもかかわらず、多くの戦間期の青年の心をとらえてベストセラーとなった。戦時下の一九一七年にはレーニンのソヴィエトがロシア帝政を打倒し、世界初の共産主義国家も樹立されている。

ただし、これらの文学、政治、思想の動向は、すべて、西洋渡来の「新しい動向」として、日本に伝えられたといわざるをえない。ダダイスム、シュルレアリスム、コミニズムの新奇さに人びとは色めき立ったのだが、それを産みだした現実がそこからは見えないことのほうは、あまり気づかれなかった。日本の軍部もこの未曾有の戦争を視察させるため、地球の裏側に多くエリートの駐在士官を派遣している。しかし、帰還してきたこれらのエリート軍人の観察結果が生かされず、その後、彼らの知見の反映が奇怪な精神主義へと変形させられていく過程は最近上梓された片山杜秀『未完のフアシズム』に詳しく。

結局、この現実と、情報(新しい動向)はモダニズムの落差を、日本は、一九三九年五月のノモンハン事件により、軍事的な敗北という形でようやく思い知らされる。第一次世界

すぐに一つの疑いがよぎる。
チェルノブイリ原発事故においても、私たちは、同じ過ちを犯したのではなかっただろうか、と。
二〇一一年に福島第一の原発事故を機に瞬時にドイツが脱原発へと動いたのを見て、私たちの多くが、地球の裏側のドイツですら即時に脱原発を決めたのになぜ当事国である日本でこれほど反応が遅いのかと、嘆いた。けれども実は、ドイツは、もう二五年も前に地続きの近隣国での原発事故に遭い、いま私たちがぶつかっているのと似た境遇に置かれていた。そのとき以来、原発をどうするか、考えてきたのである。

チェルノブイリの事故の頃、いまから考えれば、ごく少量の輸入食品中の放射性物質に、私たちは憂慮し、大騒ぎしていたものだ。ヨーロッパからのチーズなどの輸入食品に規制をかけ、その極度の神経過敏は原爆投下の経験からくるとも語られたりした。けれどもその頃、地球の裏側の周辺諸国は、現在私たちが体験しているのと同様の手ひどい混乱と不安のうちにあつた。ドイツでは、反原発の動きが起り、産業界が、これに大反対していた。この間の動きを見れば、その試行錯誤のさまがよくわかる。ドイツはようやく二〇〇二年、シュレーダー首相のときに原発の新設中止と現在稼働中の原発の二〇年後までの停止を決め、二〇一〇年、今度はメルケル首相が原発の稼働延長へと転じている。そして二〇一一年、福島第一の原発事故があつてとうとう脱原発を最終決

定する。これらはそれぞれ、チェルノブイリ事故から数えれば、一六年後、二四年後、二五年後のことなのである。

いま、ベルリンからチェルノブイリに向かうと、高速を使えば一三四五キロ、約一六時間で着くとグーグル・マップは案内する。これはおよそ福島から奄美大島までの距離である。一九八六年の事故当時、ドイツ国民は放射能汚染におびえ、エネルギー政策をどうするかで国論が二分され、議論が白熱している。事故直後に刊行されたウルリヒ・ベックの『リスク社会』という本が先見の明を示したと読書界に迎えられ、ベストセラーになるのも、この年のことである。そう考えれば、この二五年の落差は、そのまま私にもあてはまる。私はこの本のことを三・一一の原発事故が起こるまで、知らなかった。三・一一をへて、この本を読み、大きく刺激を受けたが、考えてみればそれは、四半世紀も前に書かれ、発表されているのである。

いま日本が同じ道をたどるとすれば、どうなるか。政府が脱原発へと舵を切るのは、これから、一六年後、二〇二七年のことである。その後、曲折をへて、最終的に脱原発の最終決定にたどり着くだろう二五年後は、二〇三六年になる。ひるがえって私たちはいま、どこにいるのか。二年目である。「まだ序の口」？あまりに大きすぎて見えない「穴ぼこ」が眼前にひろがっているとは、こういうことをいう。だとすれば、これを直視することが、私たちにとって勇気をもって取り組む、最初の仕事になるはずである。

そうしたなか、一つのさほど目立たない新聞記事が私の目にとまった。それはこう述べていた。

「福島第一原発 1200億円保険打ち切り」

原発の損害賠償保険を引き受けるため、損害保険会社でつくっている「日本原子力保険プール」（日本プール）が、東京電力福島第一原発に対する損害保険の契約を更新しない方針を固めたことが分かった。

東電は契約が切れる来年一月十五日までに、保険の引き受け手を見つめたり、保険額（千二百億円）相当の現金を供託したりしないと、福島第一が無保険の「違法状態」となる。

すべての原発は、事故が起きた場合に千二百億円を上限に賠償金が支払われるよう、保険加入などが原子力損害賠償法（原賠法）で義務づけられている。これを怠ると、原発は稼働できない。地震や津波の場合は政府補償が適用されるが、問題になっているのは運転ミスによる事故などをカバーする民間保険の部分。

福島第一で加入している民間保険は来年一月十五日に契約が終わるが、日本プールは、炉心溶融などの重大な事故を起こした福島第一は、落ち着いてきたとはいえず、通常の原発とは比べものにならないリスク（危険性）があり、千二百億円もの保険は引き受けられないと判断。政府や東電にその旨を通知した。

2 保険の打ち切り

三・一一の後、日々はこんなふうが続いた。

普天間問題、菅降ろし、消費税、TPP、オスブレイ配備、国境問題、日韓不和、日中対立激化、解散総選挙。次から次へと問題が百出し、それらはまたことごとく「待ったなし」の問題と呼ばれた。むろん、すべてが大きな問題であり、なかでも普天間基地問題は本来政権交代によって出てきた問題で、重大であった。しかし、私には一方で醒めた疑いがあった。これら社会、経済、政治、外交の「緊急課題」も、三・一一以後は、あの大きすぎる「穴ぼこ」から自ら目をそらすため、私たちが無意識のうちに必要としているアジール（避難場所）なのではあるまいか、と。

まず原発事故後、時の首相が浜岡原発停止を発表すると、菅降ろしが異様な高まりを見せた。次に普天間問題が、グアム移転とパッケージになっているとして米国議会の審議切れを理由に「待ったなし」と強調され、侃々諤々の論議となった。そして一二月、米国議会が今期のグアム移転費削除を決定し、これが嘘のように静まると、今度は消費税増税問題が提起された。

こうして、以後、右に述べた重大懸案が次から次へと私たちに襲いかかる。しかしいまの目から振り返れば、そのいずれもがどうしても当時、「待ったなし」で解決しなければならぬという問題ではなかった。

原賠法は「損害賠償をする資力を確保していなければ原子炉の運転や廃炉作業をしてはならない」と規定しており、無保険の状態では、原子炉の冷却や使用済み燃料の取り出しなど事故収束作業にも重大な影響が出ることは必至だ。このため、原賠法を扱う文部科学省は、東電や日本プールとの間で、対応策の協議を始めた。

保険に代え、保証人（機関）を立てたり、保険額と同じ千二百億円を供託したりする方法もある。ただし、東電は賠償に追われ、金額を調達できる可能性は低い。このため、大幅に減額した民間保険と、東電が「原子力損害賠償支援機構」や主要取引行から融資を受けて供託するなど複数の手法を組み合わせる方向で検討が進められている。東電は「最終的に決まったわけではない。まだ交渉途中なので詳細にコメントできない」としている。（『東京新聞』二〇一一年一月二三日）

原発の事故を対象に、原子力保険というものが用意されている。日本でこの保険ができたのは一九六〇年のことである。原発をもつどの国でも民間保険市場の引き受けを結集するために原子力保険プールが組織され、さらに、海外のプールとの間で再保険を交換し、国際的にリスクの分散をはかるということが行われている。日本では現在、損保二三社が参加し、この原子力プールを結成しているが、その団体が、今回、東電の福島第一の事故を起こした原発との契約につい

て、更新を見合わせる決定をしたというのである。

原子力損害賠償に関する法律には「原子力損害の賠償に關する法律」（原賠法）と「原子力損害賠償補償契約に關する法律」（補償契約法）の二つがある。これによって、原子力事業者は事業所ごと、一般的な事故が起こった場合の損害賠償に備える民間保険に入ることを義務づけられている。これがなると事故収拾作業を含め、原子炉稼働が認められない。違法となる。このうち、東電の福島第一原発の保険契約期限の期日が二〇一二年一月一五日に迫っていた。これに、前の年の十一月、保険会社側が、契約を更新しない決定を行ったのである。

そして二〇一二年一月。この事態を受け、こういう記事が現れている。

「東電、1200億供託へ…福島第一の無保険回避」

東京電力福島第一原子力発電所の保険契約問題で、東電は保険金額と同額となる1200億円を法務局に供託する方針を固めた。

東電は海外保険大手と新たな損害保険契約を結ぶ方向で交渉していたが、条件面などで交渉が難航し、現在の保険が満期となる15日までに契約できるメドが立たなくなったためだ。

原子力損害賠償法（原賠法）は無保険状態での原発の運転や廃炉作業を禁じている。

翌日の新聞では、やはりさほど大きくはない記事が、「電力会社が原発事故に備え、資金を供託するのは過去に例がない」と述べていた（『朝日新聞』一月二日）。しかしこれは結果である。なぜ資金供託が起きているかといえば、世界中の保険会社が、今回、事故を起こした原発の運転作業、収拾作業のもつ「リスク」に、引き受けられないという決定を行ったからだ。保険が事故原発を見放した。それが「過去に例がない」ことなのだ。

そういう未曾有の事態が、ここに起こっていた。

いや、ほんとうにそうだろうか。

巨大過酷事故を起こした福島第一は特別ケースではないだろうか。一般の原発には今後もしっかりと原子力保険がかけられるのだから、今回は例外と考えるべきで、これはそれほど騒ぐにあたらないうちではなからうか、と、私も一度はそう考えてみた。しかし、そうではないだろう。保険とは、ほぼ絶対安全と社会的に認められ、稼働している原発が、万が一、事故を起こした場合に機能する、この特別の場合に備えたセーフティネットなのである。街路を移動中の保育園の児童のうち、ひとりかよろよと列を離れ、車道に近づく。そういう子供をしつかりと、ピクアップし、もう一度列に戻す。事故を起こし、産業システムの枠組みから外れたものを、もう一度金銭と契約と信用の力でシステム内に回収する。それが考えてみれば、産業社会における保険の最重要な役割なのである。

福島第一原発については、損保各社で作った「日本原子力保険プール」が保険を引き受けていたが損保各社が契約更新を拒否したため、東電は新たな保険の引受先を探していた。（『読売新聞』二〇一二年一月二日）

事故を起こした福島第一原発について、日本の民間保険会社が「リスクが大きすぎる」という理由からもう引き受けられないという決定をした。東電は引き受け手を探すべく、海外保険大手会社と交渉した。しかし、そこでも折り合いがつかず——たぶん断られたか、法外な保険料を請求されたのだろう——、断念した。結局、福島第一原発の事故収拾作業に対し、世界の保険システムは、その「リスク」は許容の範囲を逸脱していると判断し、これを引き受けなかったのである。

そのため、東電は事故収拾作業の続行のため、保険の上限額である一二〇〇億円全額を法務局に供託しなければならなくなった。

一二〇〇億円とは、保険額としてはどれくらいもの額なのだろうか。私は保険の本を取り寄せて調べてみた。二〇〇三年度の日本の全電力会社がかけた原子力保険の保険料（元受正味保険料）が総額約一〇九億円とある。ということは、仮りに現在も同じとすれば、今回、福島第一原発という事業所一つのため、一電力会社、東電が日本の原子力保険全体の年間保険料の約十一倍を供託したことになる。

事故を起こさない間は、契約を行うが、いったん事故が起こったなら、リスクが大きくなったので、引き受けられないというのでは、保険の意味をなさない。「落ち着いてきたとはいえ」、それでもなお「通常の原発とは比べものにならないリスク（危険性）があり」、「保険は引き受けられない」と保険会社が判断するということが、通常であれば、ありえないことなのだ。自動車保険で、事故が起らない間は保険を受けつけるが、いったん大事故を起こしてみたら、誰も保険を引き受けなくなった、というような事態を考えるとみればよい。それがとうていありえないものであることがわかるだろう。ここは本来、普通であれば、契約更新に際し、保険会社が以降の保険料の「値上げ」を通告してくる場面なのである。

だから、本来なら、東電が仕方がないと、保険会社を変えろケースなのだが、そう考え、海外の大手を含め、別の保険会社を探してみたところ、すべての保険会社に断られた。どこかに民事裁判として訴えたいが、よく考えれば保険会社側もそれなりの反対理由と根拠をもっていることが明らかなので、断念せざるをえない。それで、ほかに方法がないため、供託金を支払うことにした、というのが、今回のケースが語っていることなのだ。

これは、産業システムの存続にまだかつてないタイプの危機が出現したということではないか。

私はこの記事を見て、自分の中で検針器の針が大きく振れ

るのを感じた。

保険とは何か、リスクとは何か、産業社会のシステムがどのように作られているのか、などということが私のなかに疑問として浮かびあがってきたのは、このときからである。

原子力を含んで、一つ原子力よりもっと大きな問題がここに顔を見せていると感じるようになったのも、このときからである。

私は、リスクということの意味を考え、また教えられた。

一方、無限性の空間と有限性の空間を隔てるものが、私の場合、何であるのかと、考えさせられた。共產主義思想の杜絶の後、あるいは「大きな物語」の終焉の後、何がかろうじて私の中の未来をささえてきたのかにも、思いあたった。

この目立たない報道のうちに、あれら次から次へと現れる「待ったなし」の『緊急課題』が視界をふさいで見えなくしている問題が、このとき、せわしなく増築される屋根の間隙をついて、一瞬、ヌッと顔を覗かせたと感じられた。

3 無責任の世界

保険の打ち切りとは、何だろうか。

ここでも話の発端は、先に少しだけ見たあの「責任」と「責任をとれない」をめぐる問題である。

先に私は、福島第一の原発事故を機にやってきた未知の事態を、とうてい「とることのできない」規模の「責任」が私

責任をとる、果たすとは、人が何か過失を犯したとき、それに「見合う」代償＝負債を何らかの仕方ですべて「弁済」することである。そのとき、人は「代償を支払った」、「責任をとった」と見なされる。責任とは何か。その内容はさまざまでも、過失に対応物のあることが前提となっている。その対応物が呼び出され、秤の反対側におかれて、「責任を果たす」行為が成立する。そして、その意味は、人々に、社会に、また自分自身の「良心」に、これをもって「責任を果たした」、応答が遂行されたと思なされること、承認をされることである。

この応答と、応答の承認によって、カンフル注射を受けた心臓のように過失によって一時弱った社会のシステムが賦活される。責任をとることが大事なものは、それがないと、またその欠落が続くと、やがては社会の紐帯がゆるみ、ほつれてしまうからである。

こうした責任の応答可能性の遂行の役割をもっともよく示す社会のシステムの例が、刑法に代表される犯罪と法の関係にはかならない。ここでは、犯罪とは、社会のルールを破ることを意味している。これに対し、法の機能とはこの社会からの逸脱行為を再び社会システムの内部に回収することである。

でも、実はこの前段階がある。

犯罪とはそもそも、ルールを破ることではない。それは、結果だ。ほとんどの場合、私たちは別に社会のルールを犯す

たちの前に現れたことだと述べた。でもこれは考えてみれば奇妙な概念、存在というべきである。なぜなら「責任」とは英語で responsibility と表現される。応答可能性という意味だ。応答可能な関係の中で、応答が必要な場合、しっかりと応答する。これが、責任をとる (take responsibility) ことの意味である。地震、台風など、自分の関与していないことに私たちは責任がないから、責任というのは、私たちの関与から生じる。でも、私たちはなににどうにかに関与するに際して、何かあった場合、これに責任がもてるかどうかをゴースインを出す際の判断条件にする。責任がとれないと予測されるものはこの企画の段階で却下される。何か困ったことが起きてみたら、それが「責任のとれない」ことだったというのは、普通ならありえないことなのだとということが、こう考えればわかるはずだ。

では、なぜそういうありえないはずのことが起こるか。こう想像してみるほかにはない。あることへの関与が決まられ、行われたが、決定の段階では、困ったことが起こるとは考えられていなかった。あるいは起こっても何とかなると予測されていた。でも、起こってみたらこの基本要件(＝責任をとることができる)を満たしていないことがわかった。しかし、いまさら時間を巻き戻すことはできない、と。

これがここに生じている事態である。

ここでは、「責任」と「責任をとること」という連関の間で、一対一対応の関節がはずれている。

ことが目的で犯罪を冒すのではない。腹が立って、相手を殴った。恨みに思い、傷つけた。その結果としての行為が、社会のルールを違反したとして、暴行罪で問われ、立件され、起訴されるのである。

そこでの要点は、ある怒りかられた軽率な行為であるものが、社会のルールの違反——犯罪——という一点でピンで止められ、標本化＝立件化されること、そして、「犯罪」に読み替えられ、計量可能な形に転換されたうえ、「罰」に「換算」されるということである。それは、いつてみれば一個のフィクションの手続きなのである。

犯罪はしばしば「どろどろした感情のもつれ」から生じる、というような語られ方をする。それは「どろどろ」としている。つまり整序されておらず、算定可能でない。社会のシステムの中からじみ出る吐瀉物、排泄物、体液、汗でもあるかのようにある種、生理的である。そうしたものを成分分析し、計量し、「罰」という通分可能な形に算定し、それにしたがって、懲役刑、罰金刑、鞭打ち刑などに「置換」し、「弁済」作用を発動させる。そのうえで、完済者をも一度社会のシステムに送り返す。この生理的な排出物の通分化と換算を通じての回収とリサイクル再生作業が、法の機能にはかならない。

そして、これを産業社会のシステム内に置き換えると、ほほそのまま、保険の位置、保険の機能となる。

一般の産業事故を例に取ろう。ここで犯罪にあたるのが産

業事故である。産業事故は原則として偶発的なできごとを要因として起る。それは犯罪と同様に、「どろどろ」としてゐる。それは産業システムの活動から出てくる吐瀉物、排泄物、体液、汗のように「不確定」であり、「不定形」である。この「不確定」なものを、発生確率と被害の範囲・規模の二つを変数に予測し、「リスク」へと換算し、この数値化された「リスク」と支払い割合（保険料と保険支払金の割合）の「一対一対応に置換したものが、保険である。

もちろん保険には他に生命保険、社会保険などの別カテゴリもある。だから損害保険と断わるべきだろうが、損害保険と刑法とは、ここで、ある意味同位なのである。しかし、こう考えてくるとわかるように、この二つには違う点もある。損害保険では、犯罪にあたる事故が、まだ起こっていない。そこで事故は、来るべきもの予測値、つまり「リスク」として算定されることで、「犯罪」と等価に置かれてゐる。そのうえで、この「リスク」に対し、懲役刑の年数を算定するように、保険料・保険支払金の割合が算出される。こうして「リスク」と「保険料・保険支払金」とを「責任」と「弁済」の方程式に乗せ、これ自体を産業化したものが産業資本制社会における損害保険の機能であり、立ち位置なのである。

しかし、そこで「責任」と「弁済」の一対一対応の関節は、はずれるような事態が起れば、どうなるか。

法的な弁済可能な限度を超えると感じられる犯罪、保険によるカバー可能な範囲を超える「リスク」が出現すると、ドイツの「大義」はそれと違う。ビン・ラディンは法廷で、国際世界注視のもと、彼らの「大義」を訴えるだろう。彼にむざむざとそういう機会を与え、殉教者にするのは得策でない、そう彼らが考えたことは十分に考えられる。しかし別様の理解の仕方もありうる。非合法に暗殺することをめざすにしても、あのような方法でなくともよかつたからである。もし最も確実な殺害法をめざすなら、たとえば、ピンポイントのミサイル弾の爆撃がよかつた。それなら、アフガンなどで多用している。しかし、それができなかったのは、それなりの困難があつたからである。そしてその困難を打開すべく、相手の居場所をつきとめ、相手が他国領内にあることがわかると今度は他国領空侵犯をあえて冒す襲撃計画を作り、襲撃要員を厳選し、幾度も幾度もシミュレートし、準備を重ねることになつた。それを映像に記録し、後に公表することさえ、計画している。

しかしこう、ここまで考えると、二つの襲撃のあの気持ちの悪いほどの同型性が、私にこのように聳く。ここにも近代社会をフィクションに成立させている「法」の一対一対応の「弁済可能性 (responsibility)」のほころびが、顔を見せられているのであるまいか。「責任」と「弁済」の一対一の対応の関節は、はずれ——弁済不可能性 (irresponsibility)——が、顔をのぞかせているのではあるまいか。米国は、先の冷静な計算はそれとして、それと別個にどこかで、アル・カイーダが自分たちに行つた犯罪は「法」による処罰で対処する

うなるか。

ここで、二〇一一年五月、ビン・ラディン暗殺の形で示された米国の「弁済」の請求仕方の特異性が見えてくる。九・一一のアル・カイーダによる同時多発テロが特異な「犯罪」であつたようにビン・ラディン暗殺というそれへの「応報」も法執行としては特異だつた。いずれの場合も、飛行機が数機、他国の空に侵犯した。最初は米国の空、二度目はパキスタンの空、最初は、旅客機、二度目は、軍用特殊ヘリコプター。そこでの「犯罪」と「応報」の同型性は、驚くばかりである。

ここから、ビン・ラディン暗殺は、アメリカが九・一一という「犯罪」に対し、法的な「弁済」を完全に放棄すること、これにつらあう「応報」(復讐)をめぐした、アル・カイーダの犯罪行為に等位の国家(米国)による犯罪行為だつたと見ることが出来る。他国の主権、法的な処分の追求、国際法の遵守が、先にテロリスト・グループによって侵犯、放棄されたように、今度は被害者だつた米国により、公然と侵犯、放棄されている。

なぜこういうことになるのか。

米国政府は、かつてミロシエヴィッチ旧ユーゴ大統領に対して行つたような、国際法廷の場に連れ出すというあり方は、ビン・ラディンの場合、得策でないと判断したのだとも考えられる。ミロシエヴィッチの場合、罪科の民族浄化は誰の目にも理不尽であり「人類への罪」と映るが、ビン・ラディン暗殺はみ出ている、それはどうして法の遂行によって「弁済」されえない——許されえない——と無意識のうちに感じているのではあるまいか。

私がこう思うのは、この「復讐」行動が、先に彼らが見せた同様の行動を、反復していると思えるからである。九・一一の同時多発テロは二〇〇一年当時、米国内で第二のバール・ハーバーとして広く喧伝された。そして一九四一年二月七日の場合と同様の憤激と愛国的な高揚を国内に巻き起こした。ところでこの前例の場合も、応報は、「宣戦布告前攻撃」という脱法行為に、「原爆投下」という脱法行為をもつてする、今回と同じ形でなされた。

弁済がつかない世界、「責任をとりきれない」世界、——無責任の世界が顔を見せている。

ビン・ラディン暗殺の翌年、保険の世界で起つてゐることも、これと同様の事態——応答不可能性 (irresponsibility)の露頭——なのだといつてよい。なぜなら、ビン・ラディン暗殺で「法」によっては弁済されない犯罪のあることが米国によって示されたのと同じく、福島第一の事故原発への契約打ち切りでも、「保険」によってカバーされない産業事故のあることが世界の保険会社によって示されているからである。

いまや保険の世界でも「リスク」と「事故」との一対一の対応の関節が、はずれているのである。

ここはわかりやすいので、ウィキペディアから拾っておこう。保険とは何か。

「偶然に発生する事故（保険事故）によって生じる財産上の損失に備えて、多数の者が金銭（保険料）を出し合い、その資金によって事故が発生した者に金銭（保険金）を給付する制度」である。

その起原は？ ローマ時代のコレギウム（同業者葬儀組合）、中世ヨーロッパのギルドなど、その前身には諸説ある。しかし、通説では、一四世紀、ルネサンス初期のイタリア諸都市における海上保険が最初。イタリア商人、特にミラノを中心とするロンバルディア地方の商人の移住に従い、地中海沿岸からポルトガル、北大西洋岸フランス地方へと広がり、ロンドンにいたる。ついで、一七世紀末から一九世紀にかけて、ロンドンのロイズで花開く。これに並行して一七世紀後半のロンドン大火をきっかけに火災保険も生まれる。以後、いろいろな種類の保険が世界各地に広がっていく（木村栄一ほか『損害保険論』）。

日本でも、一七世紀前半以降、抛銀、海上請負などが行われている。明治に入ると、これとは別に海上保険が入ってきてこれに取って代わる。保険として見れば、コレギウムとギルド、抛銀から、海上保険へ、というところに協力行為としてのいは地震保険等々の事象ごとのリスクの確率、それによって生じる被害程度の平均等も割り出されてくる。

次は、収支相等の原則である。保険は、「損害を少数の人に重く負担させる代わりに多数の人に少しずつ分担させる」（二六〇一年エリザベス保険法前文）しくみとして生まれた。そのため、このしくみにおいては、保険会社が同一のリスクをもつ保険契約者の集団から集めた保険掛け金の総額と、保険会社がその集団の中で支払う保険支払金の総額は、等しくなければならぬと定められる。リスク予測通りにすべてが起これば、そこで保険会社に利潤は残らない。保険会社の利潤はいわば、リスクのうちひそむ偶有性（contingency 偶然性）から、リスクへの投機の見返りとして生まれてくるのである。リスクの発生確率は事象によって異なる。そのため、同一のリスクをもつ者が多数集まることで不確実なリスクをより合理的に処理することができる（たとえば、火災保険と、地震保険、疾病保険、癌保険という種別があり、種別ごと、国ごとに、そのリスクの定量化された数値が異なる、というようなことがここから出てくる）。また、地震保険、原子力保険など、被害の実態が保険会社の支払い能力を超える場合、国家による援助、補助が認められるのも、この原則を貫徹補完するためである。

最後は、給付・反対給付均等の原則。たとえば火災保険の場合、木造の建物と、石造りの建築物では火災となるリスクが異なる。その場合、個々のリスク確率に応じた拠出が必要

ての「離陸」があるだろう。離陸点は、仲間の協同による損害対策（ゲマインシャフト）が、「仲間」から離れ、資本を媒介にした見知らぬ者同士の（産業としての）「契約」（ゲゼルシャフト）に代わる時点である。いずれ、産業社会の勃興とともに「未来」という時間が作り出され、将来への「不安」が算定可能な「リスク」となり、「投企」という未知なるものへのコミットが生まれると同時に、——投資と双子の形で、産業としての保険が生まれてくる。

その原理は？ 三つある。

一つは、大数の法則というものだ。サイコロを振ったときに1が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど1/6に近づいてくる。このように「一見偶然と思われる事象も大量観察すればそこに一定の法則が見られる」という原理で、law of large numbersという。大数とは「大きな数」ではなく、「何遍も繰り返す」という意味である。

別に言うと、サイコロで1が出る確率は、理論的には1/6だ、この「理論的確率」に、観察対象が膨大になればなるほど「経験的確率」が近づいていく、最後には一致するであろう、というこれは、「法則（law）」なのだ。この「法則」に万人の承認があれば、将来起こるだろう事象（たとえば産業事故）の予測可能性に共通了解・相互承認の基礎が生まれる。するとこれを数値に換算できる。不確定と見られている事象が、この相互承認によって産業社会にコンパチブル（両立可能）な存在となる。こうして、機械保険、火災保険、あ

となるという原則がこれである。個々の確率に従い、それぞれに異なる保険料が決まるが、その全体を合計すると、保険掛け金の総量と保険支払金の総量は一致する。リスク率が三〇〇〇分の一の場合、数式で表すと、 P （保険掛け金） $\parallel 1 / 3000 \times Z$ （保険支払金）となる。この定量化されたリスク率を ω とおけば $P \parallel \omega Z$ である。こうして、契約者と保険会社の間で締結される保険契約では、リスクの確率が定まると、それをもとに、「契約者と保険会社のいずれにも不当な利益は発生せず、保険契約は公正」である。この給付・反対給付均等の原則と収支相等の原則とはマクロ・ミクロの関係で対応している。

さて、保険は、こうして、まず一四世紀、海上保険からはじまる。イタリア商人の航海は、シエイクスピアの「ヴェニスの商人」にも出てくるように船が遭難しなければ、富を生むが、いったん遭難すれば、すべてを失う。「リスク」の感

作家はいかにして作家となるのか。

作家誕生の秘密を解き明かす！

作家のへその緒

池内紀

●定価1785円税別

新潮社

覚が彼らに、冒険心と安心が一对の存在であることを教える。保険はその後、陸に上がり、一七世紀に火災保険、ついで一九世紀末に自動車保険へと拡大し、他方、これより先、一八世紀の産業革命がさまざまな利潤獲得の機会をもたらすようになるのを機に、これとは異なる種類のさまざまな保険が生まれてくる。この「それ以外」の損害保険は、日本では「新種保険」と総称されている。しかし、この範疇に相当するものの米国での呼称はcasualty insuranceつまり「災害保険」、イギリスの場合はaccident insuranceつまり「事故保険」である。海難、火災の後、自動車事故とともに浮上してくるのは、生命保険、社会保険等を別にすれば、「災害」であり「事故」、なのである。

こうした流れのもと、原子力保険は、先にふれたように、日本では一九六〇年に生まれてくる。しかし、産業社会のフアクターとして、右の三つの原理に照らして、保険になじまないいくつかの難点をもっている。

原子力災害は、事故の発生頻度が低いにもかかわらず、万一事故が発生した場合には人的・物的に巨大損害になるおそれがあり、その一方でこれらの損害が発生する可能性のある原子力施設は数が限られていることから、災害への補償を行ううえで必要な大数の法則が適用しにくいという特徴がある。(竹井直樹「原子力保険」、木村栄一ほか「損害保険論」所収、二〇八頁)

まず、発生頻度が低いとされ、施設の数も少ないので、大数の法則が適用しにくい。また、事故発生の際の人的・物的損害が巨大過酷になる可能性があるが、それも、実例が少ないため、リスクの規模を数値的に確定しにくい。さらに、事故の規模が巨大で、被害甚大な場合の損害賠償額が、予測しにくい。そのため、収支相等の原則、給付・反対給付均等の原則も、適用不能の事態が想定されてくる。

どういうことか。

一九六八年に発生した三億円事件では、輸送現金(約三億円)に運送保険が付けられていた。けれども「この種の保険の発生は極めて稀であるので、保険料率は100円につき5厘5毛(0.0055%)、したがってその保険料はわずかに1万6187円であった」(木村栄一「損害保険総論」『損害保険論』)。つまり、給料のための巨額を盗難にあった会社(東芝)は、一万六一八七円の保険料で、約三億円に近い巨額の保険支払金を受けた。保険会社は、被害額のほぼ全額を負担した。原発はほぼ絶対安全の施設として知られ、その事故発生率は、さらに低いと考えられるが、こういう特性をもつ保険対象が「事故」を起こすと、再保険がかけられているとはいえ、保険機構全体の負担は、ただならぬものとなるのである。

ちなみに、今回の原発事故の場合、数字のわかる二〇〇三年の例で見ると、先にふれたように、原子力事業者全体の二九年、一九八六年、二〇一一年と、合計六基の原子炉が過酷事故を発生させている。リスク発生率の「理論的確率」と「経験的確率」の落差が大きすぎる。これで原発の事故リスク確率への信頼が担保されるのか。とにかくこれでは「給付・反対給付均等の原則」が成立しない。こう判断されたため、更新せずとの決定に落ち着いたのだろう。

そして、この決定に対し、保険契約としては、前代未聞のことではあるが、しかし保険の原則には則っている、社会的公正は守られている。算定結果が産業社会の枠をはみ出してしまったのは、家屋の中に飼われていたモンスターの成長速度が、予測を超えていたからだ、と考えるほかなかったことが、東電がこの決定を結局受け入れなくてはならなかった理由だったのだろうと思われる。

日本原子力保険プールの今回の契約更新打ち切り決定は、事故にあった福島第一原発の原子炉が今回の事故で、もはや産業社会の枠外に出てしまったことを示している。今回の原発事故は、産業事故としてはじめて回収不能となったバイオリアの事象なのである。

福島第一は、産業社会から外に出た。
どこに行つたのか。

ウルリヒ・ベックの概念を用いれば「リスク社会」という、もう一つの領域に入ったのである。

(つづく)

〇〇三年の保険金掛け金(元受正味保険料)の合計は一〇八億七千四百万円である。損害賠償額が上限の一二〇〇億円と見積もられているのか、それ以上か、あるいは、保険料率(リスク発生率)がそこでどのように見積もられているのか、わからないが、全事業者の全事業所つまり日本の全原発の数五四基で、四基相当分を割り出すと、約八億円となる。これで推定すれば、日本原子力保険プールは、今回の事故で、保険支払額が損害賠償補填の上限となったとして、一二〇〇億円を支払った。すると東電の受け取り分は、保険料八億円に対し一一九二億円である。むろんそれで足りない分は、政府が支払う。それは、産業社会としての日本社会が、これを公益的なこととして承認してきたし、承認しているからである。とにかく日本原子力保険プールは一千億円以上の支払いで廃炉に向けての作業に対し、リスク確率をどれくらい上げて算定するか、またそれが再度事故を発生させた場合の損害・賠償の総額をどれくらいに見積もるかを算定し、新しい数字で、再び、新たな保険料を決め、契約更新に際し、「値上げ額」を東電に示す手筈だったはずである。しかし、算定の結果、「通常」の原発とは比べものにならないリスク(危険性)がある、また損害の予測規模が大きすぎる。そもそも、一千年に一度等々と言われてきた事故リスク確率の一方で、ソ連で最初の原発が稼働した一九五四年から二〇一二年までのたかだか五八年の間に、世界中の原子炉約六〇〇基中、一九七